

2 私立学校に係る学校教育法関係の 諸手続きについて

○私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則

昭和38年1月16日
茨城県規則第5号

私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第19条、第189条及び第190条の規定に基づき、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)の規定により私人が設置する学校(大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)、専修学校及び各種学校について、法、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。)及び私立学校法(昭和24年法律第270号)の規定に基づいてなすべき認可の申請及び届出の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置廃止等の認可の申請)

第2条 法第4条第1項の規定による認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式による申請書正副2部を提出しなければならない。

- | | |
|---|---------|
| (1) 学校の設置をしようとするとき。 | 様式第1号 |
| (2) 学校の廃止をしようとするとき。 | 様式第2号 |
| (3) 学校の設置者の変更をしようとするとき。 | 様式第3号 |
| (4) 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の設置をしようとするとき。 | 様式第4号 |
| (5) 高等学校の全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の廃止をしようとするとき。 | 様式第5号 |
| (6) 高等学校の学科の設置をしようとするとき。 | 様式第5号の2 |
| (7) 高等学校の学科の廃止をしようとするとき。 | 様式第5号の3 |
| (8) 学校の収容定員に係る学則の変更をしようとするとき。 | 様式第5号の4 |
| (9) 高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更をしようとするとき。 | 様式第5号の5 |

(変更等の届出)

第3条 施行令第27条の2第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式による届け書を提出して行うものとする。

- | | |
|---|--------|
| (1) 目的の変更をしようとするとき。 | 様式第6号 |
| (2) 名称の変更をしようとするとき。 | 様式第7号 |
| (3) 位置の変更をしようとするとき。 | 様式第8号 |
| (4) 学則の変更(高等学校の広域の通信制の課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。)をしようとするとき。 | 様式第9号 |
| (5) 学校の経費の見積り及び維持方法の変更をしようとするとき。 | 様式第10号 |
| (6) 高等学校の専攻科又は別科の設置をしようとするとき。 | 様式第11号 |
| (7) 高等学校の専攻科又は別科の廃止をしようとするとき。 | 様式第12号 |
| (8) 校地、運動場その他直接、保育又は教育の用に供する土地に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき又は用途の変更を加えようとするとき。 | 様式第13号 |
| (9) 校舎その他直接、保育又は教育の用に供する建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき又は用途の変更、改築等により、これらの現状に重要な変更を加えようとするとき。 | 様式第14号 |

(校長の届出)

第4条 法第10条の規定による届出は、様式第17号による届け書を提出して行うものとする。

第5条 削除

第6条 削除

(専修学校)

第7条 法第130条第1項の規定による専修学校の設置廃止又は設置者の変更の認可を受けようとする者は、申請書正副2部を提出しなければならない。この場合の申請書の様式については、第2条第1号から第3号までの規定を準用する。

2 法第130条第1項の規定による専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止又は目的の変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式による申請書正副2部を提出しなければならない。

(1) 高等課程、専門課程又は一般課程の設置をしようとするとき。 様式第19号

(2) 高等課程、専門課程又は一般課程の廃止をしようとするとき。 様式第20号

(3) 目的の変更をしようとするとき。 様式第21号

3 法第131条の規定による専修学校の名称、位置若しくは学則(学科の設置廃止に係るものを除く。)の変更又は校地、校舎その他直接教育の用に供する土地、建物に関する権利の取得等の届出は、届け書を提出して行うものとする。この場合の届け書の様式については、第3条第2号から第4号まで、第8号及び第9号の規定を準用する。

4 法第131条の規定による学科の設置廃止に係る学則の変更の届出は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式による届け書を提出して行うものとする。

(1) 学科の設置に伴う学則の変更をしようとするとき。 様式第22号

(2) 学科の廃止に伴う学則の変更をしようとするとき。 様式第23号

5 法第133条第1項において準用する法第10条の規定による届出は、届け書を提出して行うものとする。この場合の届け書の様式については、第4条の規定を準用する。

(各種学校)

第8条 第2条(第4号から第7号まで及び第9号を除く。)の規定は、法第134条第2項において準用する法第4条第1項の規定による各種学校の設置廃止等の認可について、第4条の規定は、法第134条第2項において準用する法第10条の規定による校長の届出についてそれぞれ準用する。

2 第3条(第5号から第7号までを除く。)の規定は、施行令第27条の3第1号又は第3号に規定する届出について準用する。この場合において、第3条第4号中「高等学校の広域の通信制の課程に係るもの及び収容定員」とあるのは「収容定員」と読み替えるものとする。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現になされている認可申請、届け出その他の手続きは、この規則の規定によりなされたものとみなす。

付 則 (昭和51年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和51年規則第69号の2)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成6年規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年規則第128号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年規則第116号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年規則第107号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

付 則 (平成20年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成30年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所
氏 名

ⓐ

学校(専修学校, 各種学校)設置認可申請書

この度 学校(専修学校, 各種学校)を設置したいので, 学校教育法第4条第1項(第130条第1項, 第134条第2項において準用する同法第4条第1項)の規定により, 関係書類を添えて申請します。

- (注) 1 自筆による署名をする場合は, 押印を省略することができる。
2 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

- 1 設置趣意書
- 2 設置要項
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 経費の見積り及び維持の方法
 - (5) 開設の時期
- 3 学則 (2部)
- 4 寄付行為, 定款又は規則, 法人の登記事項証明書及び設置に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)
- 5 設置者(法人にあつては代表者)の履歴書及び身分証明書
- 6 設置者の資産調書(土地, 建物, 預金その他重要な財産に関する権利を証明する書類)
- 7 設置後2年間の事業計画書及び収支予算書
- 8 校地及び校舎等の権利関係の書類(借用の場合にあつては貸借契約書の謄本を添えること。)
- 9 施設調書
 - (1) 校地

総面積	平方メートル			
種別	所在地	面積	所有, 借用 の 別	備考
校舎等敷地		平方メートル		
屋外運動場				
計				

(2) 校舎等

総面積					平方メートル	
種別	構造	室名	数	面積	所有, 借用の別	備考
校舎		普通教室		平方メートル		
		特別教室				
		事務室				
		職員室				
		保健室				
		〇〇室				
		〇〇室				
		〇〇室				
		便所				大便器 個 小便器 個
		廊下				
		その他				
	小計					
体育館		運動場				
		更衣室				
		廊下				
		その他				
		小計				
講堂		ホール				
		小計				
寄宿舍		寮室				
		便所				
		廊下				
		その他				
		小計				
計						

(注) 幼稚園にあつては、校舎の欄中普通教室を保育室、特別教室を遊戯室と読み替えるものとする。

10 校具, 教具調書

品名	数量	評価額		備考
		単価	金額	
計				

(注) 幼稚園にあつては、校具を園具と読み替えるものとする。

11 職員組織調書

職名	専兼別	氏名	生年月日	最終卒業 学校名	免許状の種 類及び教科	担任教科

(注) 各職員の履歴書、免許状の写し又は授与証明書及び学校教育法第9条各号の一に該当する者でない旨の宣誓書を添えること。

12 学級編制表

課程及び 学科名	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年		計	
	学級 数	生徒 数	学級 数	生徒 数	学級 数	生徒 数	学級 数	生徒 数	学級 数	生徒 数	学級 数	生徒 数	学級 数	生徒 数
計														

(注) 学年は、幼稚園にあつては、第1学年を1年保育のように、生徒は、幼稚園にあつては幼児と、小学校にあつては、児童と読み替えるものとする。

13 校地、校舎等の配置図

14 校舎等の平面図

15 学校付近見取図

16 飲料水の水質が無害であることの証明書(上水道を利用する場合は、それを証する書類)

17 照明図(夜間に授業を行う場合に限る。)

18 その他知事が必要とする書類

様式第2号(第2条第2号, 第7条第1項, 第8条第1項関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所

氏 名



学校(専修学校, 各種学校)廃止許可申請書

この度 学校(専修学校, 各種学校)を廃止したいので, 学校教育法第4条第1項(第130条第1項, 第134条第2項において準用する同法第4条第1項)の規定により, 関係書類を添えて申請します。

(注) 1 自筆による署名をする場合は, 押印を省略することができる。

2 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

1 廃止事由

2 廃止要項

(1) 名 称

(2) 位 置

(3) 廃止の時期

(4) 生徒の処置方法

(5) 教職員の処置方法

(6) 財産の処置方法

(7) 生徒指導要録の引継方法

3 廃止に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

4 その他知事が必要とする書類

年 月 日

茨城県知事 殿

旧設置者 住 所
氏 名 (印)
新設置者 住 所
氏 名 (印)

学校(専修学校, 各種学校)設置者変更認可申請書

この度 学校(専修学校, 各種学校)の設置者を変更したいので, 学校教育法第4条第1項(第130条第1項, 第134条第2項において準用する同法第4条第1項)の規定により, 関係書類を添えて申請します。

(注) 1 自筆による署名をする場合は, 押印を省略することができる。

2 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

1 変更理由及び変更年月日

2 設置者変更要領

事 項	変 更 前	変 更 後
(1) 目 的		
(2) 名 称		
(3) 位 置		
(4) 学 則	(別紙のとおり。)	(別紙のとおり。)
(5) 経費の見積り及び維持方法	(別紙収支予算書のとおり。)	(別紙収支予算書のとおり。)

(注) 変更後の収支予算書は, 変更後2年間のものとする。

3 新設置者の寄付行為, 定款又は規則, 登記事項証明書及び変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

4 新設置者(法人にあつては代表者)の履歴書及び身分証明書

5 新設置者の資産調書(土地, 建物, 預金その他重要な財産に関する権利を証明する書類)

6 その他知事が必要とする書類

様式第4号(第2条第4号関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所
氏 名

印

全日制(定時制, 通信制)課程設置認可申請書

この度 高等学校(中等教育学校の後期課程)に全日制(定時制, 通信制)の課程を設置したいので, 学校教育法第4条第1項の規定により, 関係書類を添えて申請します。

- (注) 1 自筆による署名をする場合は, 押印を省略することができる。
2 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

様式第1号に準ずること。ただし, 学則にあつては変更条文を, 施設調書及び校地, 校舎等の配置図にあつては設置課程の使用に係る部分を明示すること。

様式第5号(第2条第5号関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所

氏 名

印

全日制(定時制, 通信制)課程廃止認可申請書

この度 高等学校(中等教育学校の後期課程)の全日制(定時制, 通信制)の課程を廃止したいので, 学校教育法第4条第1項の規定により, 関係書類を添えて申請します。

(注) 1 自筆による署名をする場合は, 押印を省略することができる。

2 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

様式第2号に準ずること。

様式第5号の2(第2条第6号関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所
氏 名

ⓐ

学 科 設 置 認 可 申 請 書

この度 高等学校(中等教育学校の後期課程)の全日制(定時制, 通信制)の課程
に 科を設置したいので, 学校教育法第4条第1項の規定により, 関係書類を添え
て申請します。

(注) 1 自筆による署名をする場合は, 押印を省略することができる。

2 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

様式第4号に準ずること。

様式第5号の3(第2条第7号関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所
氏 名

印

学科廃止認可申請書

この度 高等学校(中等教育学校の後期課程)の全日制(定時制, 通信制)の課程
の 科を廃止したいので, 学校教育法第4条第1項の規定により, 関係書類を添
えて申請します。

(注) 1 自筆による署名をする場合は, 押印を省略することができる。

2 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

様式第2号に準ずること。

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所
氏 名

ⓐ

収容定員に係る学則変更認可申請書

この度 学校(各種学校)の収容定員に係る学則の変更をしたいので、学校教育法第4条第1項(第134条第2項において準用する同法第4条第1項)の規定により、関係書類を添えて申請します。

- (注) 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。
2 不要の文字は、抹消すること。

(添付書類)

- 1 変更の事由
- 2 変更要項
 - (1) 変更に係る部分の新旧条文対照表
 - (2) 変更の時期
- 3 変更後の学則(全文。2部)
- 4 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)
- 5 経費の見積り及び維持の方法
- 6 その他様式第1号の添付書類中8から18まで(15及び16を除く。)に掲げるものに準ずること。ただし、「施設調書」, 「校具, 教具調書」, 「職員組織調書」, 「学級編制表」, 「校地, 校舎等の配置図」及び「校舎等の平面図」にあつては、定員の変更に係る部分を明示すること。

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住所
氏名

印

広域の通信制の課程に係る学則変更認可申請書

この度 高等学校(中等教育学校の後期課程)の広域の通信制の課程に係る学則の変更をしたいので、学校教育法第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(注) 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

2 不要の文字は、抹消すること。

(添付書類)

- 1 変更の事由
- 2 変更要項
 - (1) 変更に係る部分の新旧条文対照表
 - (2) 広域の通信制の課程に係る教育区域の状況の新旧比較表
 - (3) 協力校等の施設・設備及び教育計画の概要
 - (4) 変更後の定員配分計画
 - (5) 変更時期
- 3 変更後の学則(全文。2部)
- 4 変更に関する決議録の謄本
- 5 経費の見積り及び維持の方法
- 6 その他様式第1号の添付書類中8から18まで(15及び16を除く。)に掲げるものに準ずること。ただし、「施設調書」、「校具、教具調書」、「職員組織調書」、「学級編制表」、「校地、校舎等の配置図」及び「校舎等の平面図」にあつては、変更に係る部分を明示すること。

様式第6号(第3条第1号, 第8条第2項関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所
氏 名

印

目 的 変 更 届

この度 学校(各種学校)の目的を変更するので, 学校教育法施行令第27条の2第1項第1号(第27条の3第1号)の規定により, 関係書類を添えて届け出ます。

(注) 1 自筆による署名をする場合は, 押印を省略することができる。

2 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

1 変 更 の 事 由

2 変 更 要 項

(1) 変更前の目的

(2) 変更後の目的

(3) 変更の時期

3 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

様式第7号(第3条第2号, 第7条第3項, 第8条第2項関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所
氏 名

ⓐ

名 称 変 更 届

この度 学校(専修学校, 各種学校)の名称を変更するので, 学校教育法施行令第27条の2第1項第1号(学校教育法第131条, 学校教育法施行令第27条の3第1号)の規定により, 関係書類を添えて届け出ます。

(注) 1 自筆による署名をする場合は, 押印を省略することができる。

2 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

1 変 更 の 事 由

2 変 更 要 項

(1) 変更前の名称

(2) 変更後の名称

(3) 変更の時期

3 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

様式第8号(第3条第3号, 第7条第3項, 第8条第2項関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所
氏 名

ⓐ

位 置 変 更 届

この度 学校(専修学校, 各種学校)の位置を変更するので, 学校教育法施行令第27条の2第1項第1号(学校教育法第131条, 学校教育法施行令第27条の3第1号)の規定により, 関係書類を添えて届け出ます。

(注) 1 自筆による署名をする場合は, 押印を省略することができる。

2 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

1 変 更 の 事 由

2 変 更 要 項

(1) 変更前の位置

(2) 変更後の位置

(3) 変更の時期

3 校地, 校舎等の配置図(変更前と変更後のもの)

4 校舎等の平面図(変更前と変更後のもの)

5 学校付近見取図(変更前と変更後のもの)

6 様式第1号による施設調書(変更後のもの)

7 校地及び校舎等の権利関係の書類(変更後のもの。借用の場合にあつては貸借契約書の謄本を添えること。)

8 飲料水の水質が衛生上無害であることの証明書(上水道を利用する場合は, それを証する書類)

9 照明図(夜間に授業を行う場合に限る。)

10 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

様式第9号(第3条第4号, 第7条第3項, 第8条第2項関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所

氏 名

Ⓜ

学 則 変 更 届

この度 学校(専修学校, 各種学校)の学則を変更するので, 学校教育法施行令第27条の2第1項第1号(学校教育法第131条, 学校教育法施行令第27条の3第1号)の規定により, 関係書類を添えて届け出ます。

(注) 1 自筆による署名をする場合は, 押印を省略することができる。

2 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

1 変 更 の 事 由

2 変 更 要 項

(1) 変更に係る部分の新旧条文対照表

(2) 変更の時期

3 新学則(全文。2部)

4 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所

氏 名



経費の見積り及び維持方法変更届

この度 学校の経費の見積り及び維持の方法を変更するので、学校教育法施行令第27条の2第1項第5号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(注) 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

(添付書類)

1 変 更 の 事 由

2 変 更 要 項

(1) 変更前及び変更後の経費の見積り及び維持方法の対照表

(2) 変 更 の 時 期

3 変更後2年間の収支予算書

4 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

様式第11号(第3条第6号関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所

氏 名

①

専 攻 科 (別 科) 設 置 届

この度 高等学校(中等教育学校の後期課程)に 科を設置するので、学校教育法施行令第27条の2第1項第2号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(注) 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

2 不要の文字は、抹消すること。

(添付書類)

様式第1号に準ずること。ただし、学則にあつては変更条文を、施設調書及び校地、校舎等の配置図にあつては設置専攻科(別科)の使用に係る部分を明示すること。

様式第12号(第3条第7号関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所

氏 名

①

専 攻 科 (別 科) 廃 止 届

この度 高等学校(中等教育学校の後期課程)の 科を廃止するので、学校教育法施行令第27条の2第1項第2号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(注) 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

2 不要の文字は、抹消すること。

(添付書類)

様式第2号に準ずること。

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所
氏 名



土地権利取得(処分, 現状変更)届

この度 学校(専修学校, 各種学校)について, 土地の権利を取得(処分, 用途の変更による現状の変更を)するので, 学校教育法施行令第27条の2第1項第6号(学校教育法第131条, 学校教育法施行令第27条の3第3号)の規定により, 関係書類を添えて届け出ます。

- (注) 1 自筆による署名をする場合は, 押印を省略することができる。
- 2 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

- 1 取得(処分, 変更)の事由
- 2 取得(処分, 変更)の時期
- 3 取得(処分, 変更)の調書

(取得又は処分の場合)

	地目及び用途	面積 (平方メートル)	所在地	所有者	権利の種類
従来の土地					
今回取得する土地					
今回処分する土地					
取得(処分)後の土地					

(用途の変更による現状の変更の場合)

- (1) 変更前の用途
- (2) 変更後の用途
- (3) 変更する面積 平方メートル
- 4 土地の図面(取得(処分, 変更)する部分を朱書すること。)
- 5 取得(処分)する部分に係る土地の登記事項証明書その他の当該土地の権利関係の書類(所有権の移転以外の場合にあつては, 地上権設定契約書, 賃貸借契約書等の謄本を添えること。)
- 6 取得(処分, 変更)に係る決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所
氏 名

印

建物権利取得(処分, 現状変更)届

この度 学校(専修学校, 各種学校)について, 建物の権利を取得(処分, 用途の変更等による現状の変更を)するので, 学校教育法施行令第27条の2第1項第6号(学校教育法第131条, 学校教育法施行令第27条の3第3号)の規定により, 関係書類を添えて届け出ます。

- (注) 1 自筆による署名をする場合は, 押印を省略することができる。
2 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

- 1 取得(処分, 変更)の事由
 - 2 取得(処分, 変更)の時期
 - 3 取得(処分, 変更)の調書
- (取得, 処分又は改築等の場合)

	種 類	用 途	面 積 (平方メートル)	所 在 地	所有者	権利の 種 類
従来	の建物					
今回取得又は改築等をする建物						
今回処分する建物						
取得, 処分又は改築等後の建物						

(注) 種類の欄には, 校舎, 体育館, 講堂, 寄宿舎等の別を, 用途の欄には, 普通教室, 特別教室, 更衣室等の別を様式第1号の添付書類の施設調書に準じて記入すること。

(用途の変更による現状の変更の場合)

- (1) 変更前の用途
 - (2) 変更後の用途
 - (3) 変更する面積 平方メートル
- 4 建物の平面図(取得(処分, 変更)する部分を朱書すること。)
 - 5 取得(処分)する部分に係る建物の登記事項証明書その他の当該建物の権利関係の書類(所有権の移転以外の場合にあつては, 賃貸借契約書等の謄本を添えること。)
 - 6 取得(処分, 変更)に係る決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所
氏 名



校 長 決 定 届

この度 学校(専修学校, 各種学校)の校長を決定したので, 学校教育法第10条(第133条第1項において準用する同法第10条, 第134条第2項において準用する同法第10条)の規定により, 関係書類を添えて届け出ます。

- (注) 1 自筆による署名をする場合は, 押印を省略することができる。
- 2 不要の文字は, 抹消すること。

(添付書類)

1 校長の概要

氏 名	(男・女)
生 年 月 日	
住 所	
免許状の種類	
採用年月日	
資 格 等	学校教育法施行規則第 条該当

(注) 資格等の欄には, 学校教育法施行規則第20条から22条までの規定のうち, 該当するものを記入すること。

- 2 履歴書
- 3 教育職員免許状の写し又は授与証明書(専修学校及び各種学校を除く。)
- 4 学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者でない旨の宣誓書
- 5 5年以上教育に関する職又は教育若しくは学術に関する業務に従事したことの証明書(専修学校及び各種学校を除く。)
- 6 前任者がある場合は, その者の氏名, 解職年月日及び解職事由
- 7 採用に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)
- 8 学校教育法施行規則第20条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有することを証する書類(同令第22条の規定による採用の場合に限る。)

様式第19号(第7条第2項第1号関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所
氏 名

印

専修学校課程設置認可申請書

この度 専修学校に 課程を設置したいので、学校教育法第130条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(注) 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

(添付書類)

様式第1号に準ずること。ただし、学則にあつては変更条文を、施設調書及び校地、校舎等の配置図にあつては設置課程の使用に係る部分を明示すること。

様式第20号(第7条第2項第2号関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所

氏 名

ⓐ

専修学校課程廃止認可申請書

この度 専修学校の 課程を廃止したいので、学校教育法第130条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(注) 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

(添付書類)

様式第2号に準ずること。

様式第21号(第7条第2項第3号関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所

氏 名

Ⓜ

専修学校目的変更認可申請書

この度 専修学校の目的を変更したいので、学校教育法第130条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(注) 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

(添付書類)

様式第6号に準ずること。

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所

氏 名



専修学校学科設置に係る学則変更届

この度 専修学校の 課程の 科の設置に伴い、学則を変更するので、学校教育法第131条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(注) 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

(添付書類)

- 1 変更の事由
- 2 変更要項
 - (1) 変更に係る部分の新旧条文対照表
 - (2) 変更の時期
- 3 新学則(全文。2部)
- 4 変更に関する決議録の謄本(法人設置の場合に限る。)
- 5 経費及び維持の方法
- 6 その他様式第1号の添付書類中8から18まで(15及び16を除く。)に掲げるものに準ずること。ただし、施設調書及び校地、校舎等の配置図にあつては、設置学科の使用に係る部分を明示すること。

様式第23号(第7条第4項第2号関係)

年 月 日

茨城県知事 殿

設置者 住 所

氏 名

Ⓜ

専修学校学科廃止に係る学則変更届

この度 専修学校の 課程の 科の廃止に伴い、学則を変更する
ので、学校教育法第131条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(注) 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

(添付書類)

様式第2号に準ずること。